

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬車両への必要事項表示義務等について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の一部が改正され、第6条第1項第1号イとして、以下のような条文が追加されました。

「運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。」

具体的には、平成17年4月1日から以下のことが義務づけられました。

- (1) 収集運搬車両の外側両側面に当該車両が産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬車両であること、氏名又は名称及び許可番号を表示しなければならなくなりました。（下図の例を参照）
- (2) マニフェストとともに、収集運搬業許可証の写しも併せて携帯しなければならなくなりました。

(例)

文字の大きさ
日本工業規格 Z8305に
規定する140ポイント以上
(およそ4.9cm × 4.9cm以上)

文字の大きさ
上記規格に規定する
90ポイント以上
(およそ3.2cm × 3.2cm以上)

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物

収集運搬車両

株式会社

1 2 3 4 5 6

いずれかを記載してください。
(ただし、特別管理産業廃棄物を
収集運搬する場合であっても、単
に「産業廃棄物」と表示することに
支障はありません。)

事業者名を記載してください。

許可番号(下6ケタの「固有番号」
のみ)を記載してください。

* 文字色の指定はないが、識別しやすい
色を使用すること。

【注意】

本改正に伴い、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請及び変更届(変更許可申請)を提出される際には、登録車両に上記の表示内容が無ければ受付できません。